

## 基本計画

### 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

#### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

##### 【地理的条件】

##### (1)位置と地勢の概況

産業集積の形成及び活性化を目指す地域は、赤穂市の区域(以下「当地域」という。)である。当地域は、兵庫県の南西部に位置しており、西は岡山県備前市、東は相生市、北は赤穂郡上郡町、南は播磨灘に面しており、主要都市へは、姫路市へ約 30 km、神戸市へ約 70 kmとなっており、その面積は 126.88 km<sup>2</sup>で、兵庫県全体の約 1.5%を占める。

地形は北部を中心に市域面積の約 7 割を丘陵地が占め、その間を縫うように南北に流れる千種川沿いと南の播磨灘に面して農地や市街地など平地が広がり、気候は温暖で雨量が少ない瀬戸内型気候に属している。

さらに、当地域北部の近接地には、西播磨テクノポリスの拠点都市・播磨科学公園都市がある。世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 をはじめ、中型放射光施設ニュースバル、財団法人高輝度光科学研究センター、兵庫県立大学など学術・研究機関が集積しており、21 世紀の科学技術の発展を支える学術研究機能と優れた先端技術機能の産業利用による最先端の技術開発が期待されている。当地域は、西播磨テクノポリスの「副母都市機能を担う都市」と位置づけられており、先端技術産業と地域産業の連携を進めるとともに、都市基盤の整備、先端技術産業や関連産業等の企業誘致を進め、地域雇用の拡大、新たな産業の創出・育成を目指している。

##### (2)人口動向

当地域の人口は 51,794 人で、近年では若干減少傾向にある。就業人口では、地域全体で 22,933 人であり、産業別では、第 1 次・第 2 次産業は減少、第 3 次産業は増加傾向にある。昼間人口は 49,074 人、夜間人口は 51,573 人で、昼夜間人口比率は 95.2 である。また、地域外への通勤通学者は 7,451 人、地域外からの通勤通学者は 4,952 人である。

(平成 17 年国勢調査より)

##### (3)交通環境

##### 道路

幹線道路は、国道 2 号及び 250 号が市域を東西に走り、国道 373 号が北へ延びている。

高速道路は、山陽自動車道の赤穂 IC があり、神戸市まで約 70 分、大阪市まで約 90 分の近距離に位置する。また、播磨科学公園都市と山陽自動車道を直結する播磨自動車道が

平成 15 年 3 月に開通している。

#### 鉄道

鉄道網は、国道 250 号とほぼ並行して JR 赤穂線が走り、坂越駅、播州赤穂駅、天和駅、備前福河駅、北東部を通る JR 山陽本線に有年駅があり、中央部を山陽新幹線が通過している。

#### 【既存の産業集積の状況】

##### (1) 当地域の産業の特徴

地場産業の製塩業に端を発する工業は、塩田跡地の臨海工業地帯を中核として発展を遂げてきた。現在は西浜工業団地、赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地などに先端技術産業をはじめ電気機械、化学、窯業等多種多様な企業が立地しており、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっている。

また、近接する播磨科学公園都市には、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 を核として、財団法人高輝度光科学研究センター、兵庫県立大学理学部、中型放射光施設ニュースバル、県立先端科学技術支援センターなどがあり、これら大学や公的研究機関等の研究成果を活用した光・電子技術関連産業、ナノテクノロジー関連（ナノ加工、ナノ材料、ナノバイオ等）産業などの集積も目指している。

##### (2) 統計データ

(表 1) 当地域の製造業（全業種・従業者 4 人以上の事業所）に関するデータ

	単位	当地域	兵庫県	構成比
面積	ha	12,688	839,613	1.5%
人口	人	51,794	5,590,601	0.9%
製造品出荷額	億円	2,504	134,230	1.9%
製造品付加価値額	億円	683	40,659	1.7%
事業所数	所数	110	10,138	1.1%
従業員数	人	4,633	362,847	1.3%

(出典) 平成 21 年工業統計

(表 2) 当地域において主たる業種が占める地域内の割合

業種	製造品出荷額等 (億円)	割合 (%)	事業所数 (所数)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
化学工業	874	34.9	15	13.6	1,460	31.5
窯業・土石製品	410	16.4	13	11.8	712	15.4
電気機械器具	322	12.9	11	10.0	626	13.5

鉄鋼業	280	11.2	4	3.6	146	3.2
金属製品	106	4.2	14	12.7	335	7.2
プラスチック製品	102	4.1	5	4.5	222	4.8
その他	410	16.3	48	43.8	1,132	24.4
全業種合計	2,504	100.0	110	100.0	4,633	100.0

(出典)平成21年工業統計

【インフラの整備状況(交通環境を除く)】

(1)大学等高等教育機関

大学は、当地域内に関西福祉大学があり、「福祉社会をつくる人間を育成する人間教育」と「地域に密着した社会福祉研究の推進」を目指して、赤穂市との公私協力方式により、平成9年に関西で最初の社会福祉の単科大学として誕生し、平成18年には看護学部を設置するなど、常に社会のニーズの変化に即応して、教育内容の充実に努めている。また当地域北部の近接地である播磨科学公園都市には、兵庫県立大学理学部、姫路市内に同工学部があり、平成19年4月には兵庫県立大学附属高等学校に附属中学校を開設し、数学、理科を重視した中高一貫教育、高大連携授業による人材育成がある。高校は、市内に兵庫県立赤穂高等学校(普通科)、工業系高校として当地域の周辺に兵庫県立相生産業高等学校、兵庫県立龍野北高等学校があり、地域の産業人材の育成を担っている。

(2)研究機関等

当地域の近接地には、以下の研究機関等が集積している。

研究機関等の名称		概要
国 等	大型放射光施設 SPring-8	世界最高性能の放射光を発生させる世界最大の施設 産業利用を目的として兵庫県専用ビームラインを設置
	X線自由電子レーザー	SPring-8を10億倍上回る高輝度のX線レーザーにより超微細構造、超高速・動態変化を瞬時に計測・分析可能な研究施設(平成23年度末供用開始予定)
	(独)理化学研究所播磨研究所	構造生物学、X線超放射物理、X線干渉光学等の研究
	(独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所	極限環境物性、構造物性、表面科学、重元素物性等の研究
	(財)高輝度光科学研究センター	SPring-8の運營業務、利用に関する支援業務の実施、施設の性能を高めるための研究

兵庫 県	兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所	中型放射光施設ニュースバルを活用した光科学技術の産業利用
	兵庫県立大学自然・環境科学 研究所（宇宙天文系）	国内最大口径（2m）の「なゆた望遠鏡」を主力とする天体観測機器や情報公開設備を活用した学術研究
	兵庫県放射光ナノテク研究所	SPring-8 の敷地内にある分析室、共同研究施設を備えた研究開発支援施設
	県立西播磨総合リハビリテーションセンター	リハビリテーション西播磨病院、研修交流センター、ふれあいスポーツ交流館からなる地域リハビリテーションシステムの県西部における拠点施設

### (3)産業支援機関

当地域の近接地には、以下の産業支援機関が集積している。

産業支援機関の名称		概要
兵庫 県	(公財)ひょうご科学技術協会	各種研究助成事業をはじめ、大型放射光施設 SPring-8 関連技術の産業利用の促進、研修、技術指導、産学官の交流事業等、研究から産業化に至る総合的な支援
	県立先端科学技術支援センター	播磨科学公園都市における大型放射光 SPring-8 利用企業や県下中小企業等の先端的な研究開発の支援。開放型試験・分析室、貸研究室、大ホール、会議室、宿泊施設の運営
	兵庫ものづくり支援センター播磨	播磨地域の中小企業の活性化を図ることを目的に研究開発への支援等により、産学官連携による新技術や新製品の開発、中小企業が抱える様々な問題解決のための支援を実施
	光都・企業交流センター	ものづくり企業の産業連携拠点等として民間企業、大学関係者に貸事務所を提供

### (4)工場用地

工業団地・産業団地は（表3）のとおりとなっている。

（表3）当地域における工業団地・産業団地

工業・産業団地名	所在地	工場用地面積	進出企業数	分譲済面積
西浜工業団地	赤穂市加里屋、	211.0ha	26社	187.5ha

	西浜町、折方、鷓和、 西浜北町			
赤穂清水工業団地	赤穂市木津	16.3ha	11 社	16.3ha
赤穂磯産業団地	赤穂市加里屋	5.5ha	14 社	4.7ha
計		232.8ha	51 社	208.5ha

平成 23 年 6 月調べ

(5)用水・電力

各工業団地・産業団地の水道用水・電力の供給能力は（表 4）のとおりとなっている。

（表 4）各工業団地・産業団地の水道用水・電力の供給能力

工業・産業団地名	水道用水	電力
西浜工業団地	赤穂市上水道 日量 4,000 t	関西電力(株) 6,600V (特別高圧:33,000V 関西電力 力応談)
赤穂清水工業団地	赤穂市上水道 日量 1,100 t	関西電力(株) 6,600V
赤穂磯産業団地	赤穂市上水道 日量 300 t	関西電力(株) 6,600V

（目指す産業集積の概要について）

「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」において、当地域を含む播磨中部・西部地域について地域の技術力あるものづくり企業と大型放射光施設 SPring-8 や X 線自由電子レーザーといった科学研究施設や兵庫県立大学理学部など世界をリードする先端技術基盤という二つの強みがある地域であることから、科学技術基盤の産業利用促進や産学連携の推進により、新たな成長分野における産業創出を図ることとしている。

当地域の目指す産業集積としては、地理的条件、既存産業の集積状況、インフラの整備状況等のポテンシャルを最大限に活用しながら、播磨科学公園都市と連携した、先端技術ものづくり関連産業（ナノテクノロジー分野、バイオテクノロジー分野、光科学技術分野、微細加工分野）や地域ものづくり関連産業（鉄鋼、化学、窯業等の基礎素材産業、電機、機械等の加工組立型産業等）の集積を図る。

さらに、播磨科学公園都市にある大学・研究機関等との連携により、地域の魅力を高め、産業集積を図るとともに、関連産業の有機的な連携・融合による新規成長産業の育成を進める。

これにより、企業立地促進法による支援策も活用しながら、当地域における新しい雇用の拡大と地域産業の創出により活性化を図る。

( 2 ) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	6 8 3 億円	8 4 0 億円	2 3 . 0 %

( 3 ) 目標達成に向けたスケジュール

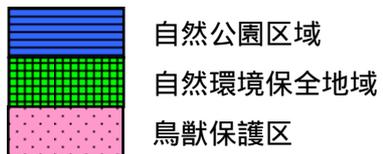
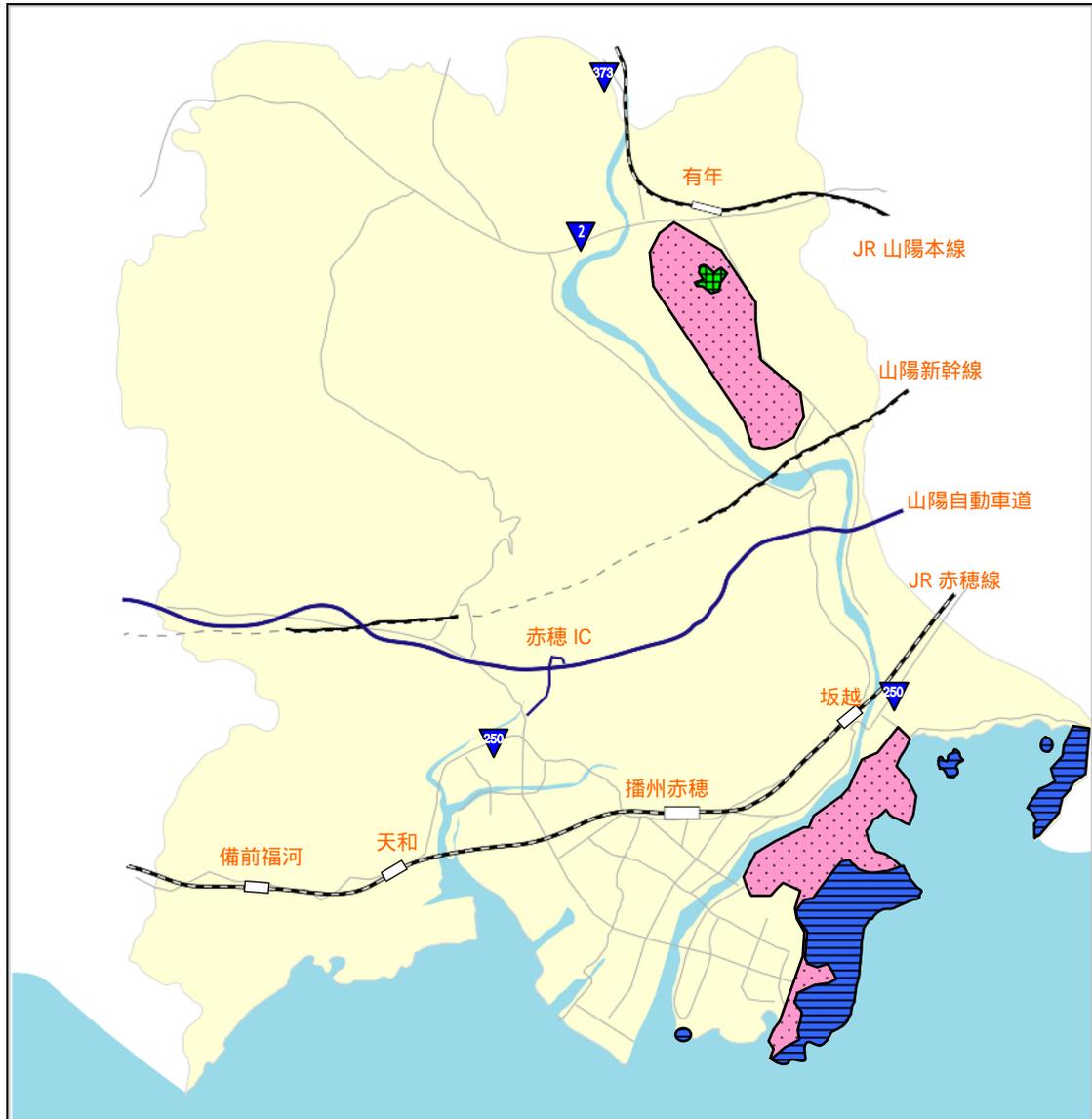
取組事項 (取組を行う者)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大型放射光施設 SPring - 8における兵庫県ビームラインの地域企業に対する利用促進 (兵庫県)	兵庫県ビームラインにおける研究成果の発表会や利用説明会、研修会・講習、技術相談会の開催等により、放射光の産業利用を促進					
兵庫県立大学・ニュースバル新ビームラインの整備と産業利用の促進 (兵庫県)	兵庫県立大学・ニュースバルの分析、評価分野における産業利用の促進					
兵庫ものづくり支援センター播磨の運営 (兵庫県)	地域内ものづくり関連企業の技術高度化・新分野進出に係るコーディネーターによる研究開発支援や企業の技術開発・製品開発の支援、産学官による共同研究開発の支援					
兵庫県放射光ナノテク研究所との共同研究の促進 (兵庫県)	企業・大学・研究機関との共同研究や研究支援活動の実施による企業の技術開発・製品開発を支援					
関連企業・研究所の誘致促進 (赤穂市、兵庫県、赤穂商工会議所)	赤穂市の工業立地促進条例や兵庫県の産業集積条例の活用、赤穂商工会議所の会員企業のネットワーク等の活用により、企業誘致を促進					
ものづくり産業を支える人材の育成 (兵庫県)	教育研修・職業訓練の実施等による総合的・体系的な人材育成を推進					

<p>兵庫県立大学附属 高等学校、附属中学 校における中高一 貫教育、高大連携の 推進 (兵庫県)</p>	<p>中高一貫教育、高大連携の推進による質の高い教育内容の提供</p>
<p>西播磨地域雇用開 発計画の推進 (兵庫県)</p>	<p>計画の推進による雇用促進</p>
<p>最先端研究施設と 地域産業の融合及 びものづくりグル ープの育成 ( (公財)ひょうご 科学技術協会 )</p>	<p>兵庫ものづくり支援センター播磨における技術支援や民間企業グループによる試作品づくり等への支援などを通じ、地域の産業基盤を活かした製品の企画立案、開発、販路開拓等を総合的に支援</p>
<p>兵庫県立工業技術 センターのブラン チ機能の強化 (兵庫県)</p>	<p>技術開発指導員の派遣や移動工業技術センターの開催、企業への個別訪問等による技術支援の実施</p>
<p>赤穂市工場立地促 進条例及び兵庫県 産業集積条例のイ ンセンティブ (赤穂市、兵庫県)</p>	<p>赤穂市工場立地促進条例、兵庫県産業集積条例等の立地インセンティブの充実による企業誘致を促進</p>
<p>交通アクセス整備 (赤穂市、兵庫県)</p>	<p>国道 250 号 (坂越道路 : 高野 ~ 砂子) の整備推進</p> <p>JR 赤穂線・山陽本線の輸送力増強や利便性の向上</p>

## 2 集積区域として設定する区域

(区域)

赤穂市全域



設定する区域は、平成 23 年 4 月 1 日現在における行政区画により表示したものである。  
ただし、集積区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園区域
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区
- ・特定植物群落に選定されている「 駿行寺のスタジイ林 」、「 神護寺のスタジイ林 」、「 生島のスタジイ林 」
- ・日本の重要湿地500に選定されている「 千種川河口 」

（集積区域の可住地面積）

当地域の可住地面積は以下のとおりである。

全面積(ha)	可住地面積(ha)
12,688	4,613

（全市域が指定されている理由）

集積区域の設定にあたっては、次の点を考慮している。

播磨科学公園都市における学術研究機関の持つ研究機能と、全市域に存在する既存の工業集積との連携を積極的に活用し、既存工業の振興、新規企業誘致による産業活性化と雇用の確保を目指している。

集積区域は、上記の条件に鑑みて選定したものである。

### 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

該当なし。

### 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

該当なし。

### 5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

（業種名又は産業名）

先端技術ものづくり関連産業

（産業分類表(中分類)上の項目）

- |                  |                      |                |
|------------------|----------------------|----------------|
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 16 化学工業              | 18 プラスチック製品製造業 |
| 19 ゴム製品製造業       | 25 はん用機械器具製造業        | 26 生産用機械器具製造業  |
| 27 業務用機械器具製造業    | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |                |
| 29 電気機械器具製造業     | 30 情報通信機械器具製造業       |                |
| 31 輸送用機械器具製造業    |                      |                |

(業種名又は産業名)

地域ものづくり関連産業

(産業分類表(中分類)上の項目)

- 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業除く)  
11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く)  
13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業  
17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業  
21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業  
24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 29 電気機械器具製造業  
31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 44 道路貨物運送業  
47 倉庫業

(2)(1)の業種を指定した理由

(先端技術ものづくり関連産業)

播磨科学公園都市には、大型放射光施設 SPring-8 や兵庫県立大学理学部など最先端の研究施設が存在しており、21 世紀の科学技術の発展を支える学術研究機能と優れた先端技術機能の産業利用による最先端の技術開発が期待されている。特にナノテクノロジーは 10 億分の 1 メートルの単位で原子・分子を操作・制御することにより、今まで実現できなかった全く新しい機能を発現させ、情報技術(IT)、環境、ライフサイエンス、医療など科学技術の新たな領域を切り開くものとして期待されている。さらには、幅広い産業の技術革新を先導することによって、日本の産業力の根幹である「ものづくり」の基盤を支え、これからの経済活性化に貢献する分野として注目を集めている。

当地域は西播磨テクノポリスの「副母都市機能を担う都市」と位置づけられており、多様な分野で革新的な製品応用に繋がりは始めているナノテクノロジー分野の産業(ナノ加工、ナノ材料、ナノバイオ等)をはじめとする先端技術産業と関連産業等の企業誘致を赤穂市、兵庫県、赤穂商工会議所が連携して積極的に図り、地域の基幹産業として育成していくため、集積業種として指定する。

(地域ものづくり関連産業)

赤穂市総合計画では、活力ある産業の形成のための施策として「地域産業の振興」を掲げている。市内企業の育成と強化のために、赤穂商工会議所などと連携し、市内企業の技術高度化、経営の近代化、経営基盤強化、ものづくり産業の活性化などを支援し、雇用の維持・安定化を図ることを展開する。

当地域では、これまで西浜工業団地や赤穂磯産業団地等を中心に企業誘致を進めてき

た結果、電気機械、化学、窯業、製塩業等、多様な企業立地が進み、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっている。

しかしながら、近年、少子高齢化、資源・環境の制約、グローバル化の進展などにより、事業の再編・融合など産業構造が変化してきている。このため市内の企業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本市産業の停滞や雇用不安が懸念されている。

今後、当地域の持続的成長を図り、雇用を創出するためには、引き続き未利用地への企業誘致を進めていく必要がある。さらには、地域全体で見ると特定の業種の業況に左右されにくい産業構造のメリットを今後生かしていくために、当地域に立地するこれらの産業のさらなる集積と、産業間の連携・融合を一層深めていくことが重要である。

このため地域ものづくり関連産業として上記の業種を集積業種として指定し、地域全体の生産力の向上と競争力の強化を図るとともに、業種の枠を超えた協力体制をつくり、新商品の開発、販路開拓の機会やブランド力向上など、ものづくり関連の異業種が連携を深めるための基盤づくりを進め、産業構造の変化に対応した新たな成長産業の育成を目指していく。

また、ものづくり企業が成長戦略を進めていく上で物流は必要不可欠であることから、道路貨物運送業、倉庫業についても地域ものづくり関連産業として指定する。

## 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

項目	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	16件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	576億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	281人

## 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

(1)大型放射光施設 SPring-8 における兵庫県ビームラインの地域企業に対する利用促進（兵庫県）

兵庫県ビームラインにおけるナノテクノロジー分野の産学官共同研究を推進するとともに、「ひょうご SPring-8 賞」の実施や研究成果発表会の開催など国内外の放射光研究者・グループ活動に対する支援を実施することにより、他の産業へ波及し、革新を促す性格を持つナノ領域における物質・材料等の研究開発を加速する。

さらに、県内企業の放射光利用を促進するため、県内企業がビームラインを試行的に

利用する際の負担を軽減するための補助・支援等を行い、本格的な利用につなげる。

(2)兵庫県立大学・ニュースバル新ビームラインの整備と産業利用の促進（兵庫県）

兵庫県立大学の中型放射光施設ニュースバルは、半導体の微細加工など主に材料の表面加工分野に用いてきたが、物質・材料の分析・評価を求める産業界のニーズに対応し、新たに共同利用ビームラインを設置し、分析・評価分野における産業利用を促進することにより、兵庫県立大学と企業の連携による新技術の開発や、分析・評価産業の高付加価値化を目指す。

(3)兵庫ものづくり支援センター播磨の運営（兵庫県）

播磨地域における技術支援拠点として、「兵庫ものづくり支援センター播磨」を設置している。同センターでは、産学官の連携推進支援・共同研究開発を促進する「研究コーディネーター」などの支援人材の配置と共に、「ものづくり関連機器」を広く企業、大学、研究機関等に開放し、中小企業に技術開発、製品開発を支援している。

(4)兵庫県放射光ナノテク研究所との共同研究の促進（兵庫県）

大型放射光施設 SPring-8 を活用した産学官共同研究プロジェクトの推進や、企業の技術者養成、技術相談など利用支援の強化を図るための研究開発支援施設として、平成 20 年 1 月に開設された兵庫県放射光ナノテク研究所の利用促進を図るため、企業、大学研究機関との共同研究や研究支援活動の実施による新技術開発、新製品開発を目指す。

(5)関連企業・研究所の誘致促進（赤穂市、兵庫県、赤穂商工会議所）

赤穂市工場立地促進条例における企業立地優遇措置、兵庫県産業集積条例における税制上の優遇措置、新規地元雇用に対する助成等により、企業・研究所の誘致を促進する。

赤穂商工会議所は、以下の取り組みを実施する。

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、赤穂市、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

（人材の育成・確保に関する事項）

(1)ものづくり産業を支える人材の育成（兵庫県）

ものづくり産業を支える人材力の強化が急務となる中、次代を担う人材育成、匠の後継者育成、技能レベルに応じた在職者訓練などを行う「ものづくり大学校」の「教育研修施設」を平成 23 年 4 月、姫路市に開校、引き続き、平成 24 年度内の供用開始に向け、中学生を主対象としたものづくり体験を通して職業教育の一翼を担う「体験施設」

の整備を進め、総合的・体系的な人材育成を図る。

(2)兵庫県立大学付属高等学校、付属中学校における中高一貫教育、高大連携の推進（兵庫県）

平成 19 年 4 月から、近接地の播磨公園科学都市にある兵庫県立大学付属高等学校に付属中学校を開設し、数学、理科を重視した中高一貫教育や、自然科学分野・社会科学分野等における兵庫県立大学教員による授業の実施などの高大連携事業を行い、質の高い教育内容による人材育成を推進している。

(3)西播磨地域雇用開発計画の推進（兵庫県）

西播磨地域については平成 18 年 4 月 1 日から地域雇用機会増大地域に認定され、その後地域雇用開発促進法の改正にともない地域雇用開発促進地域の該当地域とされている。地域雇用開発を効果的に推進していくため、地域雇用開発助成金の積極的な活用の周知について、県・ハローワーク・市町等関係機関が連携して取り組んでいる。

（技術支援等に関する事項）

(1)最先端研究施設と地域産業の融合及びものづくりグループの育成（（公財）ひょうご科学技術協会）

大型放射光施設 SPring-8 や兵庫県立大学理学部等の最先端研究施設と地域産業の融合を図るとともに、各地にもものづくりグループを育て、新技術を用いた新製品の開発等を強化する。

（公財）ひょうご科学技術協会における放射光産業利用のための普及啓発事業等との連携による「地元企業の放射光利用に促進」

「兵庫ものづくり支援センター播磨」と連携した地元企業等に対するセミナーや研修会の実施による「企業の技術力の向上」

西播磨地域における「ものづくりグループ」の育成等を通じた新技術・新製品開発力の向上

(2)兵庫県立工業技術センターのランチ機能の強化（兵庫県）

県立工業技術センターのランチ機能を担う技術開発指導員を県下各地域に引続き派遣するとともに、イベント等にあわせて県立工業技術センターの活動紹介や成果発表、技術相談を行う「移動工業技術センター」を実施する。

また、県下の潜在的な元気企業を発掘するために企業訪問を行い、企業の課題解決や製品化を支援する取組みを進めるほか、大学との連携強化など、産学官連携充実にも取り組む。

(その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1)赤穂市工場立地促進条例及び兵庫県産業集積条例のインセンティブ(赤穂市、兵庫県)

当地域のポテンシャルを結集させながら、当地域内への設備投資の誘因を目的として制定された赤穂市工場立地促進条例と、地域特性に応じた産業クラスターの形成や成長産業の誘致を促進するため制定された兵庫県産業集積条例との連携を図りながら、戦略的な企業誘致を促進する。

当地域については、赤穂市が一定規模以上の設備投資に対して、固定資産税(土地、建物、償却資産が対象)相当額について5年間補助(上限8億円)するとともに、新規雇用1人につき年間30万円を2年間補助(上限2年間で3千万円)するなどの優遇措置を実施している。

また、当地域の一部が兵庫県の産業集積条例上の産業活力再生地区に指定されており、条例認定された企業に対しては、不動産取得税の不均一課税や設備投資及び雇用に対する補助金、低利融資等の優遇措置が実施される。

(2)交通アクセス整備(赤穂市、兵庫県)

広域幹線道路の整備

- ・国道250号(坂越道路:高野~砂子)を整備促進する。
- ・交通安全対策、防災対策等の整備の推進について関係機関への要望を図る。

JR利便性の向上

JR赤穂線・JR山陽本線のさらなる輸送力の増強や利便性の向上に向け、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会等を通じて関係機関等への積極的な働きかけを展開する。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全)

赤穂市においては、環境の保全のため、以下の取組みを行っている。

(1)住民、事業者参加のまちづくり

赤穂市では、平成13年3月に「赤穂市環境基本条例(平成元年制定)」の全部を改正し「赤穂市環境基本条例」として整備を行い、環境の保全に関する基本理念を掲げ、市民、事業者、来訪者の責務を明らかにすると共に、環境保全施策の基本的事項を定め、これまでの「赤穂市環境管理計画」(平成11年策定)を全面改定した「赤穂市環境基本計画」を策定した。この基本計画では、本市の自然的・社会的条件に応じて施策を体系化し、市民・事業者・行政などの社会構成員すべての自主的な取組と相互協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化するため、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の取組を進めている。

## (2)赤穂環境づくり推進会議の設立

環境基本計画のサブタイトルである「自律した市民、事業者、市がともに環境づくりに取り組むまち」を具体的に推進するため、自主的な市民の組織である「赤穂環境づくり推進会議」を平成 13 年 7 月に設立し、市民が環境について自由な発想で取り組み、意見交換のできる「機会」と「場」を提供している。平成 17 年 10 月からは「環境プロジェクトあこう」を発足し環境づくり推進会議の 3 つの部会活動が引継がれ、環境教室や環境フェアの開催等の活動を実施している。

## (3)赤穂環境パートナーシップ登録制度の創設

平成 17 年 7 月 1 日に創設した「赤穂環境パートナーシップ登録制度」は、市内の事業者が、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境に配慮した自主的な取組や活動を広げるために、事業者と市が協働して環境への負荷の低減を図ることを目的に、一定の要件を満たす事業所を「赤穂環境パートナーシップ事業所」として、市に登録し、登録証を交付するとともにその取組について紹介しようとするもので、平成 22 年度末現在における登録事業所数は 15 となっている。

## (4)環境保全協定の締結

赤穂市では、昭和 44 年度から行政指導の立場で、公害防止協定の締結を進めてきたが、昭和 46 年 10 月「赤穂市環境保全条例」の規定により公害発生要素の高い企業を対象に、市と公害防止協定の締結を義務付けし、その後昭和 48 年 4 月に市内主要企業 18 工場を対象に、改めて兵庫県、赤穂市、事業者の三者において地域ぐるみの「公害防止協定」を締結した。その後、昭和 59 年 6 月にこれら協定の全面見直しを行い、名称も「環境保全協定」と改めた。その後、主要企業との環境保全協定については、地球温暖化対策や情報公開への対応等新たな課題に対応するため平成 17 年に、また事業者における環境管理の徹底、法令遵守等及び違反時の措置等を新たに加えた改正を平成 19 年度に行った。

現在は、県・市との三者協定締結事業所として 14 社と、また市との二者協定締結事業所として 18 社の合計 32 社との間で環境保全協定を締結している。

## (5)赤穂市内主要企業環境保全協議会

赤穂市においては、市内の企業に対する公害防止対策指導の円滑化を図るため、昭和 45 年に事業者の公害防止担当者を構成員とする「赤穂市主要企業公害担当者会議」を設置した。昭和 49 年には事務局を「赤穂商工会議所」とし、その後昭和 60 年に、組織機能の充実を進めるため、環境保全に関する社会的要求を尊重し、清潔で健康な都市づくりに寄与するとともに、公害防止対策の強化と環境保全の自主的な推進を図ることを目的として「赤穂市内主要企業環境保全協議会」とした。

現在、県・市及び市と環境保全協定を締結している企業など 21 社が加入しており、市として同協議会に対して、公害対策・環境保全についての指導や活動の円滑な推進のため協力助言等を行っている。

#### (6)産業集積の形成又は活性化に向けて

現在、大気質、水質など本市の環境はほぼ良好な状態を保っているが、健康な生活を確保するためには、大気質や水質をより一層良い状態にすることが求められている。

本市では、これまで環境保全協定等を通じて工場・事業所等からの環境への負荷の低減等に積極的に取り組んできた。企業立地に際しては大気環境、水環境、土壌環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう物質循環が健全なまちを目指していく。

工場・事業所等からの汚染物質・水質汚濁を減らすために、法令等に基づく規制・指導を徹底するとともに、工場・事業所等が環境保全対策について自主的に管理するよう誘導を図る。

大気環境・水環境への負荷の低減に向けて環境保全協定の見直しを図る。

土壌及び地下水の汚染を防止するため、汚染防止対策を講ずるとともに、有害物質の使用場所及び保管場所周辺の実態を把握するよう指導する。

工場・事業所等からの有害化学物質によるリスクを減らすため、PRTR 制度の趣旨に基づき自主管理の徹底を図るよう指導する。

工場・事業所等からの騒音・振動を抑制するために、監視・指導を強化し、また自主的に騒音・振動防止対策を図るよう指導する。

#### (安全な市民生活の確保)

(1)兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

##### 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

##### 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

##### 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

##### 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

地域住民との連携

地域住民が行う自主防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

(2)産業団地の整備にあたっては、道路等への街灯の設置、進出企業の要望を受けた歩行者専用道路の設置等を行うほか、所轄の警察署と協議を行い、歩行者が安全に通行できるように、歩道の設置、信号機の設置、駐車禁止対策等の防犯対策を早期に進める。

(3)企業立地にあたって、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

(4)今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図っていく。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

#### 10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から平成28年度末までとする。